

**令和7年度県内合同企業説明会実施業務
企画提案コンペティションに係る企画提案書作成のための仕様書**

1. 企画提案書に記載する事項

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

和歌山県内外の学生、第二新卒者、既卒未就業者、転職希望者等の県内就職を促進するため、セミナー及び合同企業説明会の就活イベントを実施する。

(1) 県内就職につながる合同企業説明会

企業と学生及び一般求職者の出会いの場を提供し、マッチング率を向上させるための合同企業説明会を2回開催すること。

また、開催1ヶ月以降の採用実績について、参加企業への追跡調査を実施すること。

なお、追跡調査の内容については、和歌山県と協議の上、決定すること。

ア 2026年3月卒業予定の学生の採用面接解禁後に合同企業説明会を実施すること。

【提案】内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

* 合同企業説明会の参加企業数は、50社以上とする。

* 対象者は、2026年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。

* 合同企業説明会は対面で開催し、和歌山県内の会場とする。

* 広報手段は、紙媒体だけでなくWEB・SNSも活用すること。

* 1社あたり5万円を上限とし、出展費用を徴収することも可能とする。

イ 学生の夏季長期休暇期間に合同企業説明会を実施すること。

【提案】内容、広報手段等具体的な計画を提案すること。

* 合同企業説明会の参加企業数は、50社以上とする。

* 対象者は、2026年3月以降卒業予定の学生及び一般求職者とする。

* 合同企業説明会は対面で開催し、和歌山県内の会場とする。

* 広報手段は、紙媒体だけでなくWEB・SNSも活用すること。

* 1社あたり5万円を上限とし、出展費用を徴収することも可能とする。

(2) 企業向け採用力向上セミナー

企業の採用力を向上させるセミナーを実施すること。

【提案】目的、内容、講師、手法、地域等具体的な計画を提案すること。

* 開催時期は、(1)で実施する合同企業説明会前とする。

(3) その他

ア 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。

イ 参加企業の募集については、Uiわかやま就職ガイド及びはたらコーデわかやまホームページに掲載されている企業に案内すること。

なお、採用担当者の連絡先は、和歌山県から提供する。

ウ 合同企業説明会における延べ参加者 100 人以上を目標とする。

エ 県が実施する他の就職促進事業及び委託事業者と連携を図ること。

3. 対象となる経費

(1) 合同企業説明会実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

イ 設営・撤去費

ウ 託児費

エ 冊子作成費

オ 広報費

カ 人件費

キ その他実施に要する費用

(2) セミナー実施に要する経費

ア 会場借り上げ費

イ テキスト作成費

ウ 広報費

エ 人件費

オ その他実施に要する費用

4. 留意点

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。

(4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

(5) 徴収した出展費用は会場借り上げ費、設営・撤去費及び広報費に支出することを基本とし、出展者に負担させること。

なお、本合同企業説明会の企画の提案内容の中で、本業務の実施に係る全体の見積額を示すとともに、内訳を示すこと。

5. その他

(1) 4 の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、

又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

(2)(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。

ア 参加者にとってマッチングが期待できる効果の高い合同企業説明会となっているか。

イ 企業にとってマッチングが期待できる効果の高い合同企業説明会となっているか。

ウ 効果の高い企業向け採用力向上セミナーとなっているか。

エ 集客が期待できる広報計画となっているか。

(4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。

(5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。

(6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。